

こまがねリアル体験住宅設置要綱

〔令和 4年 6月22日〕
〔告示 第114号〕

(趣旨)

第1条 この要綱は、市への移住を検討している者（以下「移住希望者」という。）が一定期間、当地域での日常生活を体験できる機会及び居住の場を提供するため、こまがねリアル体験住宅（以下「体験住宅」という。）を設置し、必要な事項を定めるものとする。

(体験住宅の設置)

第2条 体験住宅は、移住希望者に対して、一定期間市で生活体験できる機会を提供し、市での暮らしを体験しながら、移住定住の促進につなげるための住宅として設置する。

2 体験住宅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
こまがねリアル体験住宅	駒ヶ根市飯坂1丁目6番14号

(対象者)

第3条 体験住宅を利用できる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 上伊那区域外に住所を有している家族（パートナーシップ証明書等の交付を受けた者を含む。）。ただし、単身者は除く。
- (2) 移住希望者であること。
- (3) 仕事又は旅行のために使用するものではないこと。
- (4) 利用中、円滑かつ積極的に地域住民との交流を持てる者
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団関係者でない者
- (6) 第9条に規定する事項を遵守することができる者

(利用の申込み)

第4条 体験住宅を利用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長に対し、こまがねリアル体験住宅利用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）に申請者の住所が確認できる書類を添えて利用する日の10日前までに提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(利用の承諾)

第5条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、体験住宅の利用を承諾したときは、当該申込書を提出した申込者に対し、こまがねリアル体験住宅利用承諾書（様式第2号）を交付するものとする。

(契約の締結)

第6条 承諾書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、住宅の利用に当たっては、市との間において当該体験住宅の賃貸借に係る契約の締結をするものとする。

(利用期間)

第7条 体験住宅を利用できる期間（以下「利用期間」という。）は、利用開始日から起算して、連続する7日以上31日以下とする。

2 体験住宅の利用は、同一の利用者（その家族を含む。）について、一の年度につき3回までとし、2回目以降の利用は、前回の利用終了後の翌日から起算して1月を経過した日から利用できることとする。

（賃借料等）

第8条 体験住宅の賃借料は、別表に掲げる賃借料を前納しなければならない。ただし、市長が相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 既に納めた賃借料は、返還しない。ただし、震災その他利用者の責めに帰するものでないと認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 体験住宅の利用に伴う消耗品、寝具及び体験住宅に備付けの器具以外の器具に要する費用は、利用者の負担とする。

（遵守事項）

第9条 利用者は、体験住宅及びその敷地の使用に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 第三者に対し、体験住宅及びその敷地を転貸し、若しくは使用させ、又は第6条の規定により締結した契約（以下「賃貸借契約」という。）に基づく権利を譲渡しないこと。

(2) 留守時又は就寝時に必ず施錠すること。

(3) 体験住宅（備付けの設備及び器具を含む。第14条において同じ。）を適切に取り扱うこと。

(4) 火災及び盗難の予防のために細心の注意を払うこと。

(5) 清掃及び除雪を適宜行うこと。

(6) ごみを適切に処理すること。

(7) 体験住宅の増築若しくは改築又は模様替えをしないこと。

(8) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅を適切に管理し、及び住環境を整備すること。

（行為の禁止）

第10条 利用者は、体験住宅及びその敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 寄附の募集その他これに類する行為

(2) 事業又は営業

(3) 興行、展示会その他これらに類する催し

(4) 文書、図画その他の物の掲示又は配布

(5) 政治活動又は宗教活動

(6) 動物の飼育

(7) 周辺の住民に迷惑を及ぼす行為

(8) 建物の建築又は工作物の設置

(9) 前各号に掲げるもののほか、体験住宅の利用にふさわしくない行為

（契約の解除）

第11条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該利用者との間に

締結した賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 賃借料を納付期限までに納付しないとき。
- (2) 第14条に規定する損害を賠償しないとき。
- (3) 前2条の規定に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、賃貸借契約に違反したとき。

(明渡し)

第12条 利用者は、利用期間が満了したとき、又は賃貸借契約が解除されたときは、直ちに、体験住宅及びその敷地を明け渡さなければならない。この場合において、当該利用者は、通常の使用に伴い生じた損耗を除き、当該体験住宅及びその敷地を原状回復しなければならない。

- 2 市長は、利用者が前項後段の規定に基づく原状回復を行わないときは、自らが実施し、利用者に原状回復に要した費用の全部を請求するものとする。

(立入り)

第13条 市長は、体験住宅の防火、構造の保全その他の管理上特に必要があると認めるときは、当該体験住宅及びその敷地に立ち入ることができるものとする。

- 2 利用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒むことができない。

(損害賠償)

第14条 利用者は、体験住宅を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を市長に届け出て、その損害を賠償しなければならない。

(事故免責)

第15条 体験住宅及びその敷地が通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、体験住宅及びその敷地内で発生した事故に対して市は、その賠償の責めを負わないものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。

別表（第8条関係）

利用期間	賃貸借料
	円
7日	5,000
8日以上14日以下	10,000
14日以上21日以下	15,000
21日以上31日以下	20,000